

改正

昭和49年 7月 1日条例第40号

昭和50年10月 1日条例第45号

昭和51年10月 1日条例第47号

昭和52年10月 1日条例第25号

昭和53年 6月30日条例第32号

昭和54年 9月29日条例第53号

昭和55年 9月30日条例第41号

昭和56年 9月29日条例第45号

昭和57年 6月25日条例第35号

昭和57年 9月30日条例第41号

昭和58年 6月22日条例第24号

昭和59年 6月20日条例第36号

昭和60年 6月19日条例第18号

昭和61年 6月19日条例第45号

昭和62年 6月25日条例第31号

昭和63年 6月22日条例第31号

平成元年 6月21日条例第39号

平成 2年 6月20日条例第33号

平成 3年 3月13日条例第10号

平成 4年 3月12日条例第30号

平成 5年 3月12日条例第13号

平成 6年 3月14日条例第12号

平成 7年 3月10日条例第11号

平成 8年 3月29日条例第24号

平成10年 3月12日条例第20号

平成11年 3月11日条例第 9号

題名改正〔昭和49年条例40号〕

東京都世田谷区児童手当条例（昭和44年12月東京都世田谷区条例第46号）の全部を、改正する。

（目的）

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和49年条例40号〕

（手当の趣旨）

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

一部改正〔昭和49年条例40号〕

（用語の定義）

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。
- （2）18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

一部改正〔昭和49年条例40号・53年32号・57年35号・41号・平成4年30号・10年20号〕

（支給要件）

第4条 手当は、次の各号の一に該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、世田谷区の区域内に住所を有するものに支給する。

- （1）父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害を有する状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
- （2）20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- （1）保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）

が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（前項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき、又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に規定する規則で定める程度の障害を有する状態にあるときを除く。）。

全部改正〔昭和49年条例40号〕、一部改正〔昭和53年条例32号・57年35号・41号・58年24号・平成4年30号・7年11号・10年20号〕

（手当の種類及び額）

第5条 手当は月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

全部改正〔昭和49年条例40号〕、一部改正〔昭和50年条例45号・51年47号・52年25号・53年32号・54年53号・55年41号・56年45号・57年35号・58年24号・59年36号・60年18号・61年45号・62年31号・63年31号・平成元年39号・2年33号・3年10号・4年30号・5年13号・6年12号・7年11号・8年24号〕

（受給資格の認定）

第6条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

一部改正〔昭和49年条例40号・53年32号〕

（支給期間及び支払期月）

第7条 手当は、第6条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給

すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和49年条例40号・53年32号〕

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

一部改正〔昭和49年条例40号・57年35号〕

(未支払いの手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が扶養をしていた支給要件児童であった者にその未支払いの手当を支払うことができる。

追加〔昭和57年条例35号〕

(支払いの調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払いが行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払いとみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらずその事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分につ

いても、同様とする。

一部改正〔昭和57年条例35号・58年24号〕

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当をそのものから返還させることができる。

一部改正〔昭和57年条例35号〕

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、区長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

全部改正〔昭和57年条例35号〕

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和57年条例35号〕

付 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分及び5月分とする。

一部改正〔昭和53年条例32号〕

- 3 この条例による改正前東京都世田谷区児童手当条例(昭和44年12月東京都世田谷区条例第46号)第5条の規定に基づき支給資格の認定を受けた者であって、第6条の規定に基づき支給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により支給資格の認定を受けたものとみなす。(以下「みなす支給資格者」という。)
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす支給資格者となるべき者であって、この条例の施行によって手当額の増額の改訂を要すべきものは、同日前においても当該手当について、第6条の規定に基づく支給資格の認定又は手当額改訂の認定の申請をすることができる。

一部改正〔昭和53年条例32号〕

- 5 前項の規定に基づいて行なわれた申請は、昭和46年12月中に行なわれた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす支給資格者

であって、この条例の施行によって手当額の増額改訂を必要とする事由に該当している者又は、同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至った者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改訂を必要とする事由に該当するに至った者が、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改訂の認定の申請をしたときは、そのものに対する手当（増額改訂にかかるものにあつては当該増額部分）の支給は、第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月又はそのものが手当の支給要件に該当するに至った日若しくは手当額の増額改訂を必要とする事由に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

一部改正〔昭和53年条例32号〕

付 則（昭和49年7月1日条例第40号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の東京都世田谷区児童手当条例（以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例の施行日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。）であつて、この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができる者は、新条例による受給資格および手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中になされた旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

付 則（昭和50年10月1日条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和50年9月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年10月1日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、昭和51年10月以降の月分の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和52年10月1日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、昭和52年10月以降の月分

の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年6月30日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、昭和53年6月以後の月分の手当について適用し、同年5月以前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第1項の規定は、昭和53年10月以後の月分の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和54年9月29日条例第53号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、昭和54年10月以後の月分の特別手当について適用し、同年9月以前の月分の特別手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和55年9月30日条例第41号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、昭和55年10月以後の月分の育成手当及び障害手当について適用し、同年9月以前の月分の育成手当及び障害手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年9月29日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、昭和56年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年6月25日条例第35号）

- 1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、第5条第1項の表の改正規定中支給要件児童一人当たり月額欄に係る部分は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定に限る。）による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、昭和57年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定に基づく特別手当の受給資格を有する者に対する同手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年9月30日条例第41号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

付 則（昭和58年 6 月22日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和58年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例第 5 条第 1 項の規定は、昭和58年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年 6 月20日条例第36号）

- 1 この条例は、昭和59年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例第 5 条第 1 項の規定は、昭和59年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和60年 6 月19日条例第18号）

- 1 この条例は、昭和60年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例第 5 条第 1 項の規定は、昭和60年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年 6 月19日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和61年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例第 5 条第 1 項の規定は、昭和61年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和62年 6 月25日条例第31号）

- 1 この条例は、昭和62年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例第 5 条第 1 項の規定は、昭和62年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和63年 6 月22日条例第31号）

- 1 この条例は、昭和63年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、昭和63年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（平成元年 6 月21日条例第39号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成元年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（平成2年6月20日条例第33号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成2年10月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（平成3年3月13日条例第10号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成3年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月12日条例第30号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間における育成手当の支給の要件については、改正後の条例第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和51年4月2日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 4 この条例による改正前の世田谷区児童育成手当条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、改正後の条例による育成手当の支給を受けることができるもの（義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものの保護者に限る。）は、改正後の条例による受給資格及び手当の額の認定を受けた者とみなす。

- 5 改正後の条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを改正後の条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格及び手当の額の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、そ

れぞれ当該各号に定める月の分から行う。

(1) 申請者が平成4年4月1日において、改正後の条例第4条の規定によって育成手当の支給を受けることができる者(以下「支給該当者」という。)であるとき 平成4年4月

(2) 申請者が平成4年4月2日から同年5月31日までの間に支給該当者となった者であるとき
支給該当者となった日の属する月の翌月

附 則(平成5年3月12日条例第13号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成5年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月14日条例第12号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成6年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月10日条例第11号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、平成7年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、平成7年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月29日条例第24号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成8年4月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月12日条例第20号)

- 1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区児童育成手当条例の規定は、平成10年6月以後の月分の児童

育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月11日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 知的障害者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 2 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの
- 3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者

一部改正〔平成11年条例9号〕

改正

昭和57年9月30日規則第51号
昭和58年5月31日規則第25号
昭和59年5月31日規則第27号
昭和60年5月31日規則第33号
昭和61年5月31日規則第41号
昭和62年5月30日規則第46号
昭和63年5月31日規則第34号
平成元年5月31日規則第45号
平成2年6月1日規則第43号
平成3年5月29日規則第50号
平成4年3月31日規則第25号
平成4年5月29日規則第41号
平成5年5月31日規則第41号
平成6年5月31日規則第44号
平成6年7月15日規則第91号
平成7年5月31日規則第57号
平成8年5月31日規則第52号
平成9年5月30日規則第83号
平成10年4月30日規則第62号
平成11年3月5日規則第9号
平成11年5月31日規則第73号
平成12年5月31日規則第101号
平成13年5月15日規則第70号
平成14年5月15日規則第57号
平成14年5月31日規則第66号
平成15年5月30日規則第73号
平成15年12月26日規則第130号

平成17年3月31日規則第20号

平成18年5月31日規則第77号

平成20年3月31日規則第44号

平成22年5月31日規則第46号

平成24年4月27日規則第51号

平成24年7月31日規則第81号

平成25年3月29日規則第45号

平成25年12月27日規則第92号

平成27年11月30日規則第95号

平成28年12月28日規則第117号

世田谷区児童育成手当条例施行規則

東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則（昭和46年10月東京都世田谷区規則第32号）の全部を改正する。

（障害）

第1条 世田谷区児童育成手当条例（昭和46年9月世田谷区条例第34号。以下「条例」という。）

第4条第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害は、別表に定めるとおりとする。

全部改正〔昭和57年規則51号〕

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

（1）父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童

（2）父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

（3）父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童

（4）母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

一部改正〔平成4年規則25号・8年52号・10年62号・24年81号・25年92号〕

(所得の額)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは3,604,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは3,604,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(以下「老人扶養親族等」という。)であるときは当該老人扶養親族等1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下同じ。)であるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額とする。

全部改正〔平成12年規則101号〕、一部改正〔平成13年規則70号・14年57号・24年51号〕

(所得の範囲)

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

一部改正〔平成10年規則62号〕

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき270,000円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となった寡婦又は寡夫につき270,000円(当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 270,000円

一部改正〔昭和60年規則33号・63年34号・平成元年45号・2年43号・6年44号・10年62号・11年9号・73号・14年66号・15年73号・18年77号・20年44号・22年46号・28年117号〕

(施設)

第5条の2 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。)とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

追加〔平成10年規則62号〕、一部改正〔平成11年規則9号・18年77号・24年51号・25年45号・28年117号〕

(受給資格の認定の申請)

第6条 条例第6条の規定による受給資格及び手当の額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 児童育成手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)の扶養する(監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。)

条例第4条第1項に規定する支給要件児童(以下「支給要件児童」という。)が世田谷区の区域内に住所を有しないとき。 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき。 当該事実を明らかにする

ことができる書類

- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき。当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき。当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請するとき。当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと、及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによって申請するとき。それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請するとき。当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者が、その年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、世田谷区の区域内に住所を有しなかったとき。当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年とする。）の所得の額並びに条例第4条第2項第1号に規定する扶養親族等並びに第3条に規定する老人扶養親族等及び特定扶養親族の有無及び数についての当該区市町村長の証明書
- (9) 受給資格者が、前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を主として維持したとき。当該事実を明らかにすることができる書類

一部改正〔昭和57年規則51号・平成4年25号・6年44号・91号・10年62号・13年70号〕

（認定及び却下の通知）

第7条 区長は、条例第6条の規定に基づき受給資格及び手当の額を認定したときは、児童育成手当認定通知書（第3号様式）により受給資格者に通知するものとする。

2 区長は、受給資格の認定を申請をした者について受給資格がないと認めるときは、児童育成手当認定申請却下通知書（第4号様式）により申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成4年規則25号・10年62号・27年95号〕

（支払期日の特例）

第8条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号の一に該当する場合

をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期日が経過した後において支払うとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他区長が特に必要と認める事由があるとき。
(手当額の改定)

第9条 条例第8条第1項に規定する手当の額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書(第5号様式)に、新たな支給要件児童に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が世田谷区の区域内に住所を有しないとき。 当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき。 戸籍の抄本
- (3) 第6条第2号、第3号又は第7号に該当するとき。 それぞれ当該各号に掲げる書類
- (4) 第6条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)。 それぞれ当該各号に掲げる書類

2 区長は、手当の額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書(第6号様式)により申請をした者に通知する。

3 区長は、手当の額の改定の申請があつた場合において改定すべき事由がないと認めたときは、児童育成手当額改定申請却下通知書(第7号様式)により申請をした者に通知する。

一部改正〔平成4年規則25号・6年44号・10年62号・24年81号・27年95号〕

(支払いの停止)

第10条 区長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第12条、第13条又は第14条に規定する届出を怠つたことにより当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで手当を支払わないことができる。

(手当の返還請求)

第11条 区長は、条例第11条の規定による手当の返還の請求又は第15条の規定による受給資格の消滅若しくは手当の額を減額した者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求については、児童育成手当返還請求書(別記第8号様式)により行うものとする。

(現況届)

第12条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（第8号の2様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が世田谷区の区域内に住所を有しないとき。 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき。 当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき。 当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第2条第1号、第3号又は第5号に該当する児童を扶養しているとき。 それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (5) 第6条第8号又は第9号に該当するとき。 それぞれ当該各号に掲げる書類
全部改正〔平成10年規則62号〕、一部改正〔平成11年規則9号・24年81号〕
(受給事由消滅等の届出)

第13条 受給者は、世田谷区の区域内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当の額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定申請書を区長に提出しなければならない。
一部改正〔平成4年規則25号〕
(氏名変更等の届出)

第14条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（第11号様式）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、世田谷区の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届（第12号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなるときには、第6条第2号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなるときには第6条第2号に掲げる書類を、変更後の住所

が世田谷区の区域外となるときには当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

一部改正〔平成10年規則62号〕

(受給資格消滅等の通知)

第15条 区長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書(第13号様式)により当該受給者であった者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 区長は、受給者に手当の額を減額すべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により当該受給者に通知するものとする。

一部改正〔平成4年規則25号・10年62号・27年95号〕

(未支払いの手当の支給)

第16条 条例第9条に規定する未支払いの手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書(別記第14号様式)を区長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第17条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類によって証明されるべき事由について公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

一部改正〔平成10年規則62号〕

(記録管理)

第18条 区長は、児童育成手当認定通知書を送付した者について、その氏名及び住所、認定年月日、支給要件児童の氏名その他児童育成手当の支給に当たって必要な事項を、電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して記録管理しなければならない。

全部改正〔平成10年規則62号〕、一部改正〔平成17年規則20号〕

(委任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成24年規則81号〕

付 則

- 1 この規則は、昭和57年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により区長が行っている認定その他の行為又は区長に対して行っている申請その他の行為は、この規則の規定により区長が行った認定その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき作成された様式の様式用紙で現に残存するものは、当分の間使用することができる。

付 則（昭和57年9月30日規則第51号）

- 1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定に基づき作成された様式の様式用紙で現に残存するものは、当分の間修正して使用することができる。

付 則（昭和58年5月31日規則第25号）

- 1 この規則は、昭和58年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和58年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年5月31日規則第27号）

- 1 この規則は、昭和59年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和59年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（昭和60年5月31日規則第33号）

- 1 この規則は、昭和60年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和60年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年5月31日規則第41号）

- 1 この規則は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和61年6月以

後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（昭和62年 5月30日規則第46号）

- 1 この規則は、昭和62年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和62年 6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（昭和63年 5月31日規則第34号）

- 1 この規則は、昭和63年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和63年 6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成元年 5月31日規則第45号）

- 1 この規則は、平成元年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条並びに第5条第2項第3号及び第4号の規定は、平成元年 6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成 2年 6月 1日規則第43号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成 2年 6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成 3年 5月29日規則第50号）

- 1 この規則は、平成 3年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成 3年 6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 4年 3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 2 平成 4年 4月 1日から平成 6年 3月31日までの間において、この規則による改正後の第2条中

「18歳に達した日の属する年度の末日以前のもの」とあるのは、「昭和51年4月2日以後に生まれたもの及び義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続き中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）のもの」と読み替えるものとする。

附 則（平成4年5月29日規則第41号）

- 1 この規則は、平成4年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成4年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成5年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成6年5月31日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 3 平成6年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限について新規則第5条第1項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

附 則（平成6年7月15日規則第91号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 5 月 31 日規則第 57 号）

- 1 この規則は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成 7 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 5 月 31 日規則第 52 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則（以下「新規則」という。）第 2 条の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者について適用し、同日前に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 3 条の規定は、平成 8 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日規則第 83 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成 9 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 4 月 30 日規則第 62 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 18 条、第 1 号様式、第 3 号様式から第 8 号の 2 様式まで及び第 11 号様式から第 14 号様式までの改正規定並びに第 15 号様式及び第 16 号様式を削る改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 2 条から第 4 条まで、第 5 条第 1 項（「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項第 1 号」に改めた部分に限る。）、第 5 条の 2、第 6 条、第 9 条第 1 項、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 2 号様式及び第 9 号様式の規定は、平成 10 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 5 日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 3 月 8 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 5 条の 2 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給の制限についてこの規則による改正後の第 5 条

第1項の規定が適用される場合においては、同項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第33条の4第4項において準用する同条第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」とする。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年5月31日規則第73号）

- 1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成11年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月31日規則第101号）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成12年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成13年5月15日規則第70号）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、平成13年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月15日規則第57号）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区児童育成手当条例施行規則の規定は、平成14年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月31日規則第66号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年5月30日規則第73号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第130号）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第8号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月31日規則第77号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定及び次項の規定は平成18年6月1日から、第5条の2第1号から第3号までの改正規定は同年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、平成18年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第44号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日規則第46号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月31日規則第81号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、平成24年8月1日以後に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者について適用し、同日前に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第45号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「第5条第12項」を「第5条第11項」に

改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第92号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第95号）

- 1 この規則中第1号様式及び第5号様式の改正規定は平成28年1月1日から、第7条第2項、第9条第3項、第15条第1項、第3号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式及び第13号様式の改正規定は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式及び第13号様式の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日規則第117号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第5条の2第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条第1項の規定は、平成30年6月以後の月分の児童育成手当の支給の制限について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給の制限については、なお従前の例による。

別表（第1条、第6条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に、座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、区長が定めるもの

一部改正〔平成元年規則45号〕

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

児童育成手当認定申請書

世田谷区長 あて

次のとおり児童育成手当の受給の認定を申請します。

保護者	フリガナ		住所	電話番号 ()		
	氏名			年 月 日	障害の有無	有・無
	個人番号		生年月日	年 月 日	障害の有無	有・無
支給要件児童	氏名	個人番号	生年月日	続柄	同居・別居の別	障害の有無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	別居している児童の住所					
受給理由	1離婚 2死亡 3障害 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9養育者 10その他 ()					
	受給理由が障害・養育者の場合	配偶者の氏名		配偶者の個人番号		
	父又は母の障害(上記3の場合)	父の氏名		愛の手帳(度)・身体障害者手帳(級)・その他		
		母の氏名		愛の手帳(度)・身体障害者手帳(級)・その他		
支給要件児童に障害がある場合	児童の氏名		愛の手帳(度)・身体障害者手帳(級)・その他			
			愛の手帳(度)・身体障害者手帳(級)・その他			

全部改正〔平成27年規則95号〕

第2号様式 削除

削除〔平成10年規則62号〕

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当認定通知書

年 月 日付で申請のありました児童育成手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

認定に関する事項	
1	算定の基礎となる児童数
2	手当月額
3	支給開始年月
4	その他
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則20号〕、一部改正〔平成27年規則95号〕

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました児童育成手当については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

認定申請却下に関する事項	
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則20号〕、一部改正〔平成27年規則95号〕

第5号様式（第9条、第13条関係）

年 月 日

児童育成手当額改定申請書

世田谷区長 へ

次のとおり児童育成手当の額の改定を申請します。

保護者	フリガナ		住所	電話番号 ()		
	氏名					
	生年月日	年 月 日	障害の有無	有・無		
支給要件児童	氏名	個人番号	生年月日	続柄	同居・別居の別	障害の有無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	フリガナ		年 月 日		同居・別居	有・無
	別居している児童の住所					
受給理由	1離婚 2死亡 3障害 4生死不明 5遺棄 6保護命令 7拘禁 8未婚 9養育者 10その他 ()					
	父又は母の障害 (上記3の場合)	父の氏名		愛の手帳 (度)・身体障害者手帳 (級)・その他		
		母の氏名		愛の手帳 (度)・身体障害者手帳 (級)・その他		
	支給要件児童に 障害がある場合	児童の氏名		愛の手帳 (度)・身体障害者手帳 (級)・その他		
			愛の手帳 (度)・身体障害者手帳 (級)・その他			

全部改正〔平成27年規則95号〕

第6号様式(第9条、第15条関係)

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当額改定通知書

児童育成手当額については次のとおり改定しましたので通知します。

額改定に関する事項	
1	改定後の算定の基礎となる児童数
2	改定後の手当月額
3	改定年月
4	その他
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則20号〕、一部改正〔平成27年規則95号〕

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当額改定申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました児童育成手当の額の改定については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

額改定申請却下に関する事項	
備考	

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則20号〕、一部改正〔平成27年規則95号〕

第8号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当返還請求書

あなたに支給した児童育成手当については、次のとおり過払金がありますので返還してください。

氏 名		認定番号	第 号
住 所			
請求(過払)金額	円	発生年月日	年 月 日
請求(過払)金の内訳			
過 払 の 由			
返 還 方 法			
そ の 他			

全部改正〔平成18年規則77号〕

第8号の2様式(第12条関係)

年度 児童育成手当現況届

提出期限	認定番号
年 月 日	

世田谷区長 あて

次のとおり児童育成手当の受給の現況を届け出ます。

提出日
年 月 日

受給者	氏名				生 年 月 日		
	住所		電 話		夫又は妻の有 無	有・無	

支給要件児童							
氏名	続柄	生 年 月 日	同居・別居の別	住 所 (別居のみ記入)	障害の有 無	事 由 コード	
			同 別		有 無		
			同 別		有 無		
			同 別		有 無		
			同 別		有 無		
			同 別		有 無		
			同 別		有 無		

◎父若しくは母又は児童に障害のある方

障害の程度等に変更があった場合は、その方の氏名及び障害の状況をご記入ください。

障害の程度等に変更があった方の氏名	
-------------------	--

変更後の障害の状況

◎児童が施設入所されている方

入所されている施設の施設名及び入所日をご記入ください。

施設名	入 所 日
	年 月 日

全部改正〔平成10年規則62号〕、一部改正〔平成12年規則101号・15年130号〕

第9号様式（第13条関係）

児童育成手当受給事由消滅届

世田谷区長 あて

次のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

受給者	氏名	届出年月日	年 月 日
		認定番号	第 号
住所	電話 ()		
事由	(旧住所)		
受給資格がなくなった事由	ア 児童を扶養しなくなった。 イ 他の区市町村へ転出した。 ウ 児童が年齢制限を超えた。 エ 児童が死亡した。 オ 児童が父母と生計を同じくするようになった。 カ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。 キ 児童が施設に入所した。 ク その他 ()		
事由発生年月日	年 月 日		

全部改正〔平成11年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則101号〕

第10号様式 削除

削除〔平成4年規則25号〕

第11号様式(第14条関係)

児童育成手当受給者等氏名変更届

世田谷区長 へ
 次のとおり届け出ます。

受 給 者	氏 名	届出年月日	年 月 日
		認 定 番 号	第 号
	住 所	電 話 ()	
旧 氏 名	フリガナ		変 更 年 月 日
	新 氏 名		
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

全部改正〔平成11年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則101号〕

第12号様式（第14条関係）

児童育成手当受給者等住所変更届

世田谷区長 あて

次のとおり届け出ます。

受給者	氏名	届出年月日		年	月	日
		認定番号		第	号	
	新住所	電話 ()				
	旧住所	電話 ()				
変更年月日	年 月 日					
支給要件児童	氏名	新住所	同居・別居	変更年月日		
		旧住所	の別			
		同・別	・	・		
		同・別	・	・		
	同・別	・	・			
	同・別	・	・			

全部改正〔平成11年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則101号〕

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

児童育成手当受給資格消滅通知書

次のとおり児童育成手当の受給資格が消滅しましたので通知します。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則20号〕、一部改正〔平成27年規則95号〕

第14号様式（第16条関係）

未支払児童育成手当請求書

世田谷区長 あて

次のとおり、未支払の児童育成手当を請求します。

死亡者	氏名		認定番号	第 号
			死亡年月日	年 月 日
	住所			
請求の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで	請求金額	円
請求者	氏名	Ⓜ	請求年月日	年 月 日
	住所	電話 ()		

全部改正〔平成11年規則9号〕